

広島県感染症対策連携協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）第10条の2により、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために設置が義務付けられている「都道府県連携協議会」を組織するため、「広島県感染症対策連携協議会」（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 連携協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 広島県感染症予防計画等の策定に関する事
- (2) 広島県感染症予防計画等の進捗に関する事
- (3) その他感染症対策に必要な施策に関する事

(構成)

第3条 連携協議会は、50名以内で構成する。

- 2 構成員は、診療に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者、各感染症指定医療機関（感染症法第6条第10項に規定するものをいう。）、感染症協力医療機関、広島県医師会、各保健所設置市の地域医師会、広島県病院協会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島県臨床検査技師会、広島県老人福祉施設連盟、広島市老人福祉施設連盟、一般社団法人広島県老人保健施設協会、広島県身体障がい者施設協議会、広島県知的障害者福祉協会、広島県精神障害者支援事業所連絡会及び広島県地域保健対策協議会の各団体又は各機関を代表する者、広島検疫所の医師、地方衛生研究所の長、広島県保健所長会の会長、保健所設置市の保健所長、広島県市長会、広島県町村会、広島県消防長会、各保健所設置市の地域消防機関及び広島県教育委員会の各団体又は各機関を代表する者、広島県感染症・疾病管理センター長及び広島県健康福祉局健康危機管理担当部長とする。
- 3 連携協議会は、会長及び副会長をおき、会長は構成員の互選によって選出するものとし、副会長は会長が指名する。

(任期)

第4条 構成員の任期は、二年とする。ただし、補欠による構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 構成員は、再任されることができる。

(連携協議会の運営)

第5条 連携協議会は、会長が必要に応じて招集し、これを総括する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

- 3 構成員は、必要に応じて会長に連携協議会の招集を請求できる。
- 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 連携協議会は、広島県感染症予防計画の項目を踏まえ、部門別に部会をおくことができる。

- 2 部会に属する構成員は、会長が指名する。
- 3 部会には、都道府県、保健所設置市の構成員の附属を必須とする。
- 4 部会には、構成員のほか、部会所掌に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 5 部会には部会長を置き、その部会に属する構成員の互選によってこれを定める。
- 6 部会長は、部会の事務を総理する。
- 7 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する構成員がその職務を代行する。
- 8 部会での決定事項については、連携協議会に報告する。

(事務局)

第7条 連携協議会の事務局は、広島県健康福祉局健康危機管理課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

広島県感染症対策連携協議会 構成

区分	所属名	
診療に関する学識経験者	広島大学病院 感染症科	
	広島大学大学院医系科学研究科 小児科学	
	広島大学大学院医系科学研究科 公衆衛生学	
	広島大学大学院医系科学研究科 救急集中治療医学	
	広島大学大学院医系科学研究科 細菌学	
	広島大学医療政策室	
	広島大学大学院医系科学研究科 ウイルス学	
法律に関する学識経験者	弁護士	
感染症指定医療機関	国立大学法人 広島大学病院	
	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院	
	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター	
	福山市民病院	
	総合病院 庄原赤十字病院	
感染症協力医療機関	独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院	
	県立広島病院	
	広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院	
	広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院	
関係団体	医師会	一般社団法人 広島県医師会
		一般社団法人 広島市医師会
		一般社団法人 呉市医師会
		一般社団法人 福山市医師会
	病院協会	一般社団法人 広島県病院協会
	歯科医師会	一般社団法人 広島県歯科医師会
	薬剤師会	公益社団法人 広島県薬剤師会
	看護協会	公益社団法人 広島県看護協会
	臨床検査技師会	一般社団法人 広島県臨床検査技師会
	高齢者施設等	広島県老人福祉施設連盟
		広島市老人福祉施設連盟
		一般社団法人広島県老人保健施設協会
	障害者施設等	広島県身体障がい者施設協議会
		広島県知的障害者福祉協会
		広島県精神障害者支援事業所連絡会
広島県地域保健対策協議会	広島県地域保健対策協議会 予防接種・感染症危機管理対策専門委員会	
厚生労働省	広島検疫所	
地方衛生研究所	広島市衛生研究所	
	広島県立総合技術研究所 保健環境センター	

区分	所属名
保健所長会	広島県保健所長会
保健所設置市	広島市健康福祉局保健部
	呉市保健所
	福山市保健所
保健所設置市以外の市町	広島県市長会
	広島県町村会
消防機関	広島県消防長会
	広島市消防局
	福山地区消防組合
	呉市消防局
教育機関	広島県教育委員会
広島県	感染症・疾病管理センター
	健康福祉局